

## 平成 30 年 7 月豪雨の被災に伴う転入学者の 県立高等学校入学料等の免除について

学校教育課

西日本で発生した平成 30 年 7 月豪雨の被災者は、生命又は身体に危害を受けるとともに、住居の倒壊等により避難生活を余儀なくされるなど、継続的に援助を必要としている状況です。

このことを受け、当該被災に伴う転入学者に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて配慮するよう、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知があったところです。

については、栃木県立学校の授業料等に関する条例第 4 条の規定に基づき、入学考査料及び入学料について、下記のとおり免除することとしました。

### 記

#### 1 免除する入学料等

入学考査料及び入学料

#### 2 免除額（入学考査料及び入学料の全額）

	全日制	定時制	通信制
入学考査料	2, 200円	950円	—
入 学 料	5, 650円	2, 100円	500円

#### 3 免除の期間

平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで

#### 4 免除対象者

平成 30 年 7 月豪雨の被災に伴う転入学者

#### 5 免除の根拠

栃木県立学校の授業料等に関する条例（昭和 23 年 3 月 23 日 条例第 10 号）

第 4 条 教育委員会は、特別の必要があると認めるときは、授業料その他この条例の規定により徴収すべき納付金の全部又は一部を免除することができる。

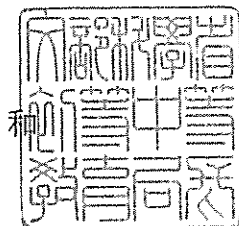
#### 6 申請手続き等

入学料等の免除を受けようとする者は、市町村の発行する罹災証明書等を添付し、入学料等免除申請書を校長に提出する。入学料等免除の認定に当たっては、所得の制限を設けない。

30文科初第561号  
平成30年7月9日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
高橋道



(印影印刷)

平成30年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保  
等について（通知）

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成30年7月豪雨に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事、附属学校を置く各国公立大学法人の長及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、都道府県知事におかれては所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属学校に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から域内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。また、来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成30年度用教科書が無償給与すること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園，高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いについて

公立幼稚園，高等学校及び特別支援学校等において、今回の豪雨により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料），入学料（入園料），受講料，寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学料等の免除及び減額に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費，学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

5. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援），②私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。

被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に、卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

6. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級，進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

7. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

8. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、スクールカウンセラーの派遣を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮するとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

【本件連絡先（とりまとめ）】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課企画係

（電話）03-6734-2589

（FAX）03-6734-3731